

海上自衛隊訓令第23号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第39条の2及び第48条の6の規定に基づき、海上自衛隊の補給処の所掌事務及び補給本部において行う調達の手務に関する訓令を次のように定める。

平成10年12月2日

防衛庁長官 野呂田 芳 成

海上自衛隊の補給処の所掌事務及び補給本部において行う調達の手務に関する訓令

（補給処の所掌事務）

第1条 海上自衛隊艦船補給処及び海上自衛隊航空補給処の所掌事務は、別表のとおりとする。

（補給本部において行う調達の手務）

第2条 海上自衛隊補給本部（以下「補給本部」という。）においては、次の各号に掲げる物品及び役務の調達の手務を行う（防衛装備庁の所掌に属するものを除く。）。

- (1) 補給本部において需給の均衡を図ることを必要とする物品
- (2) 前号に掲げる物品のほか、海上幕僚長が別に示す物品
- (3) 海上幕僚長が別に示す役務

（所掌事務の特例）

第3条 海上幕僚長は、特に必要があると認めるときは、補給本部において行う調達の手務の一部を補給処に、又は補給処が行う調達の手務の一部を補給本部に、又は1の補給処の所掌事務の一部を他の補給処に臨時に担任させることができる。

（委任規定）

第4条 この訓令に定めるもののほか、補給処の所掌事務及び補給本部において行う調達の手務の細部については、海上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、平成10年12月8日から施行する。

附 則（平成13年1月6日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成19年8月30日防衛省訓令第145号防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令第111条）（抄）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日防衛省訓令第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第1条関係）

| 名 称 | 所 掌 事 務 |
|----------------|---|
| 海上自衛隊 艦船補給処 | <p>(1) 海上自衛隊の用に供せられる需品、火器、誘導武器、水雷武器、弾火薬類、車両、艦船、艦船用機関（艦船用補機を含む。）、艦船用電気器材、船用品、掃海器材、音響器材、磁気器材、光学器材、電波器材、気象器材、航海器材、戦術情報処理器材、化学器材、施設器材、港用品、通信器材、衛生器材及び教育訓練用器材（航空機又は航空機の航行に関するものを除く。）並びにこれらに付随する器材（これらの維持及び修理に必要な部品、工具及び検査器具を含む。）の保管、補給及び整備を行うこと。</p> <p>(2) 前号の事務を行うために必要な輸送を行うこと。</p> <p>(3) 前2号の事務を行うために必要な調達を行うこと（補給本部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 前3号の事務に関する調査研究を行うこと。</p> |
| 海上自衛隊 航空補給処 | <p>(1) 海上自衛隊の用に供せられる需品、火器、航空標的、弾火薬類、車両、航空機、航空機用機器、掃海器材、音響器材、磁気器材、航法器材、光学器材、電波器材、気象器材、写真器材、戦術情報処理器材、化学器材、施設器材、港用品、通信器材、衛生器材及び教育訓練用器材（航空機又は航空機の航行に関するものに限る。）並びにこれらに付随する器材（これらの維持及び修理に必要な部品、工具及び検査器具を含む。）の保管、補給及び整備を行うこと。</p> <p>(2) 前号の事務を行うために必要な輸送を行うこと。</p> <p>(3) 前2号の事務を行うために必要な調達を行うこと（補給本部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 前3号の事務に関する調査研究を行うこと。</p> |